

平成二十一年一月九日受領
答弁第三七六号

内閣衆質一七〇第三七六号

平成二十一年一月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外交文書の公開基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外交文書の公開基準に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「外交文書」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、外務省では関連法令等に基づき外交記録の公開を実施している。

二について

外務省は、外交政策を実施していく上で、適切に情報発信を行い、外交に対する国民の理解と支持を得ることが極めて重要であると考えており、戦前の外交記録をすべて外交史料館において公開しているほか、戦後の外交記録のうち、原則として作成後三十年が経過したものを対象に精査した上で、順次、外交史料館において公開している。